

議案第10号

逗子市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部改正について

逗子市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月20日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例

逗子市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年逗子市条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

逗子市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

第1条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第2条第3号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「受水槽」を「貯水槽」に改め、同条第6号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第9条第1項中「、1年以内ごとに1回」を削り、「定期の」を「、毎年1回以上定期に、」に改める。

第12条及び第13条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第14条第1項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同項第1号中「1年以内ごとに1回、」を「毎年1回以上」に改め、同項第3号中「におい」を「臭い」に改め、同条第2項本文中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「1年以内

ごとに1回、規則で定めるところにより」を「規則で定めるところにより、毎年1回以上定期的に」に改め、同項ただし書中「小規模受水槽水道の受水槽」を「小規模貯水槽水道の貯水槽」に改め、同条第3項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第15条第6項及び第7項並びに第17条第2項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）及び飲用井戸等衛生対策要領の実施について（昭和62年1月29日付け衛水第12号厚生省生活衛生局長通知）が一部改正されたことに伴い、所要の字句の改正を行う要あるため提案する。